

教育委員会会議録

平成30年7月12日（木） 午前10時02分 開会
午前10時47分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員
伊藤志のぶ委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、橋本礼子次長兼管理部長、柴田悦己学習教育部長
玉山哲郎生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長
野村均教育企画課長、瀬瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長
稲葉均福利課長、冨田正美生涯学習課長、小林整次高等学校教育課長
伊藤克仁義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、木村誠保健体育スポーツ課長
中田勝徳文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、加藤吾郎健康学習室長
伊藤尚巳総務課主幹、稲垣宏恭教育企画課主幹、高橋亮太財務施設課主幹
高井俊直教職員課主幹、橋本具征高等学校教育課主幹
大谷健二教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教職員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1）平成30年6月定例県議会の概要について

横井総務課長が、平成30年6月定例県議会の概要について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2）公立学校教職員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3）愛知県立新城東高等学校作手校舎の存続を求める意見書（新城市議会議長提出）について

瀬瀬財務施設課長が、愛知県立新城東高等学校作手校舎の存続を求める意見

書（新城市議会議長提出）について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(則竹委員)

今年度、募集停止基準「2年連続して」の1年目となるが、来年度、万が一基準を満たさなかった場合は、県教育委員会としてどう対応されるのか。

(瀬瀬財務施設課長)

現時点では、明確な方向性は持っていない。今回、意見書が提出されたこともあり、新城市教育委員会からも地域の状況などを聞き取りながら検討していかなければならないと考えている。

(伊藤委員)

平成19年に設定された「入学者が20人未満」という募集停止基準について、当時、15歳の子どもたちが約120万人であったが、現在は約100万人である。こうした15歳の人口の変動を考えたときに、ずっと基準が20人でよいのかということ考えた方がよいのではないか。

- (4) 平成31年度県立高等学校の統合及び学科・コースの新設・改編について
小林高等学校教育課長が、平成31年度県立高等学校の統合及び学科・コースの新設・改編について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

まず、総合学科の教員数だが、それまで当該学校に所属されていた教員の数からどれくらい増えているのか。また、その専門性を見たときに、教員採用試験の科目とか、そういうものとの対応などは考えられているのか、そこまで考えていないのかお聞きしたい。

(高橋財務施設課主幹)

総合学科の教員数については、総合学科に改編するベースになる学校によって数が違ってくるため、おおよその数で申し上げると、同じような商業学科を商業系列の総合学科に改編した場合、学校1.2倍から1.3倍ほどの教員数の増になる。

(小林高等学校教育課長)

専門性については、総合学科にあっては6学級であれば7系列となってプラス1の系列が設定されている。その中で、異動の中で系列の運営に必要な適切な教員配置を高等学校教育課から教職員課に要望すること、あるいは学校と相談した上で学校からも一緒になって要望するということは今までもある。しかし、例えば、第2外国語で中国語をやるような高校になると、なかなか採用試験では対応できないところもある。時間数が少ない場合には非常勤講師の任用等で各学校において特色のある教育課程編成を進めている。

(廣委員)

総合学科というのは、地域のニーズやその学校がどのような方向を目指す

かによって、いろいろなコースに分かれていくと思うが、教える教員が本来ある科目の採用者で本当によいのか、また、時間数が少ないから非常勤講師でまかなう形で本当でよいのかということと思う。

これからは、学びが見える形のコースに進学させたいという家庭が増えてくると考えられるが、そうなったときに、教育委員会が遅れをとってはいけないと思う。今は、対応ができたとしても、今後、専門性が高まるにつれて航空産業であれば、航空産業の分野の先生を招聘するというような形になった時に、本採用で採用するということも念頭に考えていかなければならないと思う。

(小林高等学校教育課長)

教員人事異動公募制度などがあり、そういったものを使って、高等学校教育課から人事配置の要望をしていくことも考えたい。また、各学校において、同じような需要があるかどうかを確認し、各学校の需要があれば高等学校教育課から関係課にお願いしていきたい。

(5) 第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギア）及びアイスホッケー競技会の開催決定について

木村保健体育スポーツ課長が、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギア）及びアイスホッケー競技会の開催決定について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第8号 こども（生徒）の人権確立と職員の不祥事についての取り組みを、具

体的、継続的に、かつ緊急課題として、行われることを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(大須賀委員)

最近、私の知人から、「県教育委員会は、毎月のように謝罪会見をしており、いったいどうなっているのか」というような、不祥事に対する厳しい意見を聞く。また、「何も対策がされていないのではないか」や、「毎回、謝罪する人は本当に気の毒だ」と言われる方もいる。「なぜ、教育委員が謝罪しないのか」と私に対し直接厳しい意見を言われる方もいる。

セクハラでも文書管理の問題でもそうだが、社会のルールが従来よりも厳しくなっている。具体的な対策を取られていることは理解するが、それが一般の県民のところまで届いていないのではないかという問題を感じる。

また、記者発表して、こういう取組をして、その結果どうなったかということ、もう少し丁寧に伝えていかなければならないと思う。そんなつもりは全くないにせよ、短い時間で記者発表を切り上げて、質問はさせないという心情的なものは理解するが、丁寧に答えを出して、マスコミの方々にも理解していただけるような対応が必要なのではないかと思う。

(稲垣教職員課長)

不祥事防止に取り組んではいるが、その取組についてチェックしているとか、効果があったのかは調べていない。対策に関しては、平成27年9月の「教員の不祥事防止対策プロジェクトチームの提言」を、各学校で平成28年度から重点的に取り組んでいる。

その内容については、事件があるたびに、教育委員会も方法を変えたり、工夫してやってみたりしているというのが実情である。毎年、年度当初には啓発資料「信頼される愛知の教職員であり続けるために」を作成しているが、今年度は、「わいせつ行為に至った不祥事による処分事例」と題して、こういうことがあったから不祥事が起きてしまったということを教職員に対して示している。

委員の発言どおり、県民にどのように伝わっているかはなかなか測ることは難しい。不祥事防止に向け、保護者を巻き込んだ形で学校一丸となって、今後取り組んでいきたい。

(大須賀委員)

社会の認識も大きく変わっているので、こういった事件について従来どおり対応すればよいという認識を、改めていく必要があると思う。

(伊藤委員)

請願には、個人情報紛失にも触れられていたが、教育委員会として再発防止のためにどのような取組を行っているのか。

(小林高等学校教育課長)

全県立学校に対して年に2回、「児童生徒等の個人情報の管理・保有状況に関する調査」を実施し、成績データ等電子データの管理や個人情報の持ち出し記録簿の運用等について点検するよう指示をしている。平成27年12月以降、電子データの紛失は起こっていないため、この取組は有効であったと考えている。

しかし、今回、紙媒体の個人情報の紛失が相次いで発生したことから、これらを重く見て、5月に実施した各地区の校長会において、個人情報の管理を徹底するとともに、保管状況の定期点検体制を設けるよう指導した。また、6月にも各地区の校長会において、再度、個人情報の管理を徹底し、簿冊への文書保存年限の明記や廃棄の際に複数の目で確認すること等を指導した。その際、個人情報は、児童生徒の一部であることを強調し、人権の問題としても指導している。

今後は、平成24年6月に作成した「学校における生徒の個人情報の取扱いの手引き」があるが、この中で各高等学校における生徒の情報管理運用規程を定めている。作成してから6年が経過するため、時代に即した内容に更新していきたい。

請願第9号 岡崎商業高の出火について、出火原因を早急に第三者委員会等のもと明らかにして、公表することを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

生徒にとって、自分が学んでいた校舎が燃えてしまうことは本当に悲しいことだと思う。こういうことがあってはならないと思うわけだが、学校全体において再発防止策はどのように進んでいるのか。

(瀬瀬財務施設課長)

各県立学校において、日頃から火災等の事故防止に努め、学校内の教室及び管理諸室の全てにおいて管理責任者を定め、火気等の取扱いについて厳重な注意を払っているところである。

県教育委員会としても、平成19年2月19日付け教育長通知「火災等の事故の防止について」に基づき、火気の手配を中心、電気機器の保守点検及び防火設備の点検整備等を各県立学校に呼びかけ、その後も機会あるごとに県立学校長会議などの場において、その徹底を図っている。

今回の4月8日(日)に発生した火災においては、火災発生直後の4月11日に開催された県立学校長会議において、全学校長に対し、火災・盗難事故等の防止について改めて注意喚起をした。

さらに、被災後2か月以上経過した時点においても出火原因は特定されていないが、従来の取組に加え、電気設備や厨房機器などに係る注意事項を追加した通知を6月27日付け事務局長名で各県立学校長あてに発出し、火災防止のための取組の周知徹底を図ったところである。具体的な取組としては、退室する際に電源コンセントを切るなど、注意事項のチェック項目を掲げたチェックシートのひな型を通知文書に付けるなどしている。

その後、7月3日に校長会の理事会があったため、その場でも通知の趣旨を説明し、周知を図ったところである。今後も県立学校長会の会議や事務長が集まる出納職員会議等の場において、周知徹底に努めてまいりたい。

請願第10号 教育委員会は、【生徒(中学生、高校生)の進路先(学校、企業等)に対して、学校、企業等の進路先、及び進路先の職員、企業人等は、高い人権意識のもとに、採用時も含む「入学、採用等された生徒に対して」教育、指導、対応をすること】を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

教育委員会は、卒業生の進路先である学校や企業に対して、人権意識についてどのような働き方をしているのか。

(小林高等学校教育課長)

生徒の進路先としては、まず、就職があるが、企業が新規高等学校卒業者を採用する際に、愛知労働局やハローワーク等の職業安定行政機関と連携して、人権に配慮した採用選考をするように、文書により各企業に伝えている。

それ以外でも、インターシップや企業見学を通して、実際に職場等の内容

を自分の目で見て、就職先を選択できるようにしている。

また、進学希望者に対しても、様々な進路指導の中で大学や専門学校に、オープンキャンパスなどを通して、先生方の姿を見て選択できるように配慮している。

入学後については、企業活動や教育活動の内容について教育委員会として関与することはできないが、各企業や各大学が各関係監督機関の指導の下、コンプライアンスに基づき人権を意識した企業活動、教育活動をしていただいていると考えている。

7 議案

平松教育長が各委員に諮り、第20号議案 平成30年度愛知県教育表彰被表彰者については、人事案件のため、非公開にて審議することとした。

第20号議案 平成30年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題(1)平成30年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について、及び協議題(2)平成31年春の叙勲候補者選考については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

(1) 平成30年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 平成31年春の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

(1) 平松教育長が今回の会議録署名人として則竹委員を指名した。

(2) 傍聴者2名